

令和 8 年度

第 1 回 農業委員会総会 議事録

市 川 市 農 業 委 員 会

第1回 市川市農業委員会総会 議事録

1. 開催日時 令和8年4月10日(金) 午後1時30分～午後2時20分

2. 開催場所 市役所第2庁舎 4階 大会議室2

3. 出席委員 16人

農業委員

10人

1番	板橋	利行
2番	石井	宏
3番	小沢	伊知郎
4番	朝倉	一江
5番	太田	裕士
6番	山野	孝一
7番	岡崎	博一
8番	神澤	晶子
9番	小川	治夫
会長	10番	石橋 弘嗣

農地利用最適化推進委員

6人

1番	久保田	章
2番	富田	憲一
3番	皆川	佳広
4番	石井	悦史
5番	大滝	與鷹
6番	平田	秀行

4. 議事日程

- 1 議事録署名等委員の指名
- 2 会議書記の指名
- 3 付託調査班（委員）の指名
- 4 議題

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について	1件
議案第2号	農地法第5条の規定による許可申請について	3件
議案第3号	農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について	1件
議案第4号	令和8年度最適化活動の目標の設定等について	
議案第5号	令和7年度農地利用状況調査結果及び農地利用意向調査結果について	
議案第6号	生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について	1件
議案第7号	都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について	1件
議案第8号	市川市都市計画審議会委員の推薦について	
報告第1号	農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）	33件
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知について	1件
報告第3号	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した市民農園の返還について	1件
報告第4号	地目変更登記に係る回答について	1件
報告第5号	相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について	4件

5. 農業委員会事務局職員

局 長	岩佐 伸幸
次 長	秀谷 康久
副 主 幹	本多 浩章
副 主 幹	吹上 裕三
主 任	牧野 有希

6. 会議の概要

発言者	内 容
議 長	<p>ただいまより、令和8年度第1回市川市農業委員会定例総会を開会いたします。</p> <p>本日の定例総会の出席状況でございますが、農業委員10名中10名、推進委員6名中6名出席しております。</p> <p>農業委員の出席者が過半数に達しておりますので、「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定により、本日の会議が成立いたしますことをご報告いたします。</p> <p>それでは、議事日程に従いまして、会議を進めてまいります。</p> <p>市川市農業委員会会議規則第9条第1項に規定する議事録署名委員につきまして、議長から指名させていただくことにご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>それでは、議席7番の委員、議席8番の委員にお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局職員の吹上副主幹、牧野主任を指名いたします。</p> <p>次に、来月分の付託調査班を指名いたします。</p> <p>農地関係は、第2班で、議席3番の委員、議席4番の委員です。</p> <p>農政関係は、第4班で、議席7番の委員、議席8番の委員です。</p> <p>なお、調査案件により、区域を担当する推進委員の立ち合いをお願いいたします。</p> <p>それでは、議案第1号から議案第8号までと、報告第1号から報告第5号までを議題といたします。</p> <p>なお、議案第2号(1)は、議案書発送後に申請内容の変</p>

	<p>更があったことから、取り下げといたします。</p> <p>慎重なるご審議をいただきますよう、お願いいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事務局 長	はい、議長。
議長	はい、事務局長。
事務局 長	<p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」今回の申請は、1件でございます。</p> <p>議案書の1ページ、2ページをお願いいたします。</p> <p>申請受付日は、令和8年3月19日でございます。</p> <p>申請地は堀之内5丁目で、地目は畑、面積は932平方メートルです。</p> <p>区域区分は市街化調整区域です。</p> <p>申請理由につきましては、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものです。</p>
議長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきましては、ご報告をお願いします。</p>
議席1番の委員	はい、議長。
議長	はい、議席1番委員。
議席1番の委員	<p>現地調査は、令和8年3月25日に農地調査班第1班と農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>譲受人は、主に梨を栽培する方です。</p> <p>譲受人の現在の経営農地に耕作放棄地はなく、良好に耕作されており、特に問題はございません。</p> <p>現況は梨畑となっており、取得後は梨を作付けしていく</p>

		<p>とのことです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、必要性も認められ、許可相当と思います。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
議 長		
事 務 局		はい、議長。
議 長		はい、事務局。
事 務 局		<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、農業経営の規模拡大を目的に所有権の移転をするものでございます。</p> <p>取得後において、農地のすべてを効率的に利用すること、譲受人世帯の農作業従事日数は300日であり、許可要件はすべて満たしております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長		<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第1号につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員		なし。
議 長		<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」、許可することと決定することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第1号は、全会一致により許可することと、決定いたします。</p>
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、事務局から、議案の説明をお願いします。</p>
議 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、議案（1）が取り下げとなりましたので、今回の申請は2件でございます。</p> <p>議案書の5ページ、6ページをお願いいたします。</p> <p>（2）の申請受付日は、令和8年3月19日です。</p> <p>申請地は宮久保5丁目で、地目は田、面積は182平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては専用住宅の建築を目的に使用貸借権を設定するものでございます。</p> <p>次に、議案書の7ページから8ページをお願いいたします。</p> <p>（3）の申請受付日は、令和8年3月23日です。</p> <p>申請地は北方町4丁目で、地目は田、面積は188平方メートルです。</p> <p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域ではありません。</p> <p>申請理由につきましては資材置場を目的に所有権の移転をするものです。</p> <p>なお、本件は議案第3号と関連するものです。</p>

<p>議 長</p>	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、議席2番の委員。</p>
<p>議席2番の委員</p>	<p>現地調査は、令和8年3月25日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>(2)の申請地は、宮久保小学校の東側の概ね200メートルに位置し、現況は露地畑になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、化粧ブロックを新設し、土砂流失を防止します。</p> <p>埋め立てはせず、敷地内は浸透性アスファルト舗装とし、雨水については敷地内貯留し、前面道路に新設するU字溝に接続。汚水・雑排水は合併浄化槽で処理後に新設のU字溝に接続し、排水します。</p> <p>譲渡人は、要望により使用貸借権の設定をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の申請地は、JAいちかわ本店の東側の概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>農地区分については、宅地化の状況が第3種農地の場合と同程度まで進んでいる区域に近接しており、かつ10ヘクタール未満である農地であることから、第2種農地と判断します。</p> <p>転用にとまなう周辺農地への影響ですが、隣接地に農地</p>

<p>議 長</p>	<p>はありません。</p> <p>埋め立てはせず、敷地内は整地・転圧し、雨水については自然浸透させます。汚水・雑排水はありません。</p> <p>譲渡人は、要望により所有権の移転をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、許可相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局。</p>
<p>事 務 局</p>	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>(2)の譲受人は、千葉市在住の個人です。</p> <p>現在、千葉市内の借家に住んでおり、妻の実家に近く、通勤に便利なことから、祖父の所有地であり、利便性が高い申請地に自己用住宅を建築したいとして申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、</p> <p>資力については、自己資金及び借入金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和8年5月8日に着工し、</p>

	<p>完了は令和8年10月5日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>続きまして、</p> <p>(3)の譲受人は、市内に本店を置き主に製造業を営む法人です。</p> <p>既に隣地を購入していたが、手狭のため以前より隣地所有者へ購入の交渉をしており、その交渉がまとまったため申請に至ったとのことです。</p> <p>資力及び信用についてでございますが、資力については、自己資金にて賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>また、信用についても、過去の状況を確認したところ、農地法違反もなく、特に問題はありませんでした。</p> <p>転用行為の妨げになる権利を有する者の有無についてでございますが、農地台帳や登記記録等で、賃借人がいないことを確認いたしました。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、隣接地に農地はありません。</p> <p>工事の予定につきましては、令和8年5月10日に着工し、完了は令和8年6月30日となっております。</p> <p>以上のことから、転用計画の実現については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
<p>議 長</p>	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>議案第2号につきまして、ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
<p>各 委 員</p>	<p>なし。</p>
<p>議 長</p>	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(2)について、許可相当と決定することに、ご異議ご</p>

	<p>ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第2号(2)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>続きまして、お諮りします。</p>
	<p>議案第2号「農地法第5条の規定による許可申請について」、(3)について、許可相当と決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p>
	<p>よって、議案第2号(3)は、全会一致により許可相当という意見を付して、県知事に送付することと、決定いたします。</p>
	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、申請は1件でございます。</p>
	<p>議案書の9ページ、10ページをお願いいたします。</p>
	<p>なお、本件は議案第2号(3)と関連するものです。</p>
	<p>申請受付日は、令和8年3月19日です。</p>
	<p>申請地は北方町4丁目で、地目は田、面積は182平方メートルから370平方メートルへ変更となります。</p>
	<p>区域区分は、市街化調整区域ですが、農業振興地域では</p>

	<p>ありません。</p> <p>本件は、令和7年11月27日付けで資材置場用地として農地法第5条の規定による転用を伴う所有権の移転の許可を受けたものでございますが、今回、隣接地を新たに売買できたことにより、すでに許可済の土地と併せての利用を考えているため、計画変更承認申請がなされたものです。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第1班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席2番の委員	<p>はい、議長。</p>
議長	<p>はい、議席2番の委員。</p>
議席2番の委員	<p>現地調査は、令和8年3月25日に農地調査班第1班の委員で行いました。</p> <p>申請地は、JAいちかわ本店の東側の概ね200メートルに位置し、現況は休耕地になっておりました。</p> <p>本件は、令和7年11月27日付けで許可を受けたことについて面積と工事期間及び工事内容の変更をするものでございます。</p> <p>この度、隣地である申請地を売買することができたため、許可済みの土地と併せて土地利用するべく計画変更承認申請をするものです。</p> <p>以上のことから、現地調査班の意見としましては、事業計画及び転用の基準に適合することから、承認相当と思います。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>第1班から調査報告をしていただきました。</p> <p>続きまして、申請目的の実現性に関する審査結果について、事務局から説明をお願いします。</p>

事務局	はい、議長。
議長	はい、事務局。
事務局	<p>それでは、農地法の許可基準に照らして、ご説明させていただきます。</p> <p>譲受人は、市内に本店を置き主に製造業を営む法人です。既に許可済みの土地の隣接地を工事着工中に新たに売買することができ、併せて資材置場として利用するために、変更申請に至ったとの事です。</p> <p>資力についてでございますが、工事費等につきましては、自己資金で賄うことが申請書類により確認されております。</p> <p>転用による周辺への影響ですが、調査班のご報告どおり、被害防除が施されることから特に問題ございません。</p> <p>工事の予定につきましては、当初の計画では令和7年12月20日に着工し、完了は令和8年1月31日でしたが、変更後は令和8年5月20日に着工し、完了は令和8年6月30日となっております。</p> <p>以上のことから、許可後の計画変更については、確実性が認められるものと思われます。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議長	<p>事務局からの説明がおわりました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各委員	なし。
議長	<p>「なし」という声がありました。</p> <p>お諮りいたします。</p> <p>議案第3号「農地法第5条の規定による許可後の計画変更承認申請について」、承認することに、ご異議ございませんか。</p>

各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。</p> <p>よって、議案第3号は、全会一致により承認することと、決定いたします。</p>
議 長	<p>次に、議案第4号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第4号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、ご説明いたします。議案書の11ページをお願いいたします。</p>
議 長	<p>本件は、令和4年2月25日付 農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づき、「令和8年度最適化活動の目標の設定等」を作成し、これを公表するものです。</p>
議 長	別冊の資料をご覧ください。
議 長	別紙様式1「令和8年度最適化活動の目標の設定等(案)」について説明します。
議 長	<p>1ページのⅠ「農業委員会の状況」についての各数値は、令和2年度に実施された農林業センサスをもとにしております。</p>
議 長	<p>2ページ、3ページのⅡ「最適化活動の目標」、1「最適化活動の成果目標」、(1)「農地の集積」ですが、令和8年4月1日現在の農地利用集積面積は229.6ヘクタールでした。</p>
議 長	<p>目標といたしましては、過去の実績を踏まえ、目標とする集積面積を5.70ヘクタール増の235.3ヘクタールとしました。</p>

<p>議 長</p> <p>各 委 員</p>	<p>(2)「遊休農地の解消」ですが、令和8年4月1日現在の遊休農地面積は9.58ヘクタールで管内農地面積の2.0パーセントとなっています。</p> <p>令和8年度の遊休農地の解消面積の目標といたしましては、令和3年度利用状況調査の遊休農地面積の5分の1となる1.946ヘクタールとしました。</p> <p>(3)「新規参入の促進」ですが、過去3年間において新規参入は3経営体でした。</p> <p>また、権利移動の目標面積といたしましては、過去3年度の権利移動面積の平均の1割以上となる0.17ヘクタールとしております。</p> <p>3ページ中段にあります。2「最適化活動の活動目標」</p> <p>(1)「推進委員等が最適化活動を行う日数目標」ですが、ひと月当たり10日としております。</p> <p>(2)「活動強化月間の設定目標」ですが、利用状況調査等で8月、11月、翌年2月の計3回としております。</p> <p>(3)「新規参入説明会への参加目標」ですが、令和8年11月頃の1回を予定しております。</p> <p>なお、別紙「令和8年度最適化活動の目標の設定等」については、本総会において承認をいただきましたら、令和8年4月末日までに市川市 公式ウェブサイトで公表するとともに、千葉県を通じて国に報告いたします。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局からの説明が終わりました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p> <p>なし。</p>
-------------------------	---

議 長	<p>「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第4号「令和8年度最適化活動の目標の設定等について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	<p>異議なし。</p>
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第4号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第5号「令和7年度農地利用状況調査結果及び農地利用意向調査結果」について、事務局から議案の説明をお願いします。</p>
事 務 局 長	<p>はい、議長。</p>
議 長	<p>はい、事務局長。</p>
事 務 局 長	<p>議案第5号「令和7年度農地利用状況調査結果及び農地利用意向調査結果」についてご説明いたします。 議案書の13ページをお願いいたします。 本議案は、農地法第30条の規定に基づく「令和7年度農地利用状況調査結果」及び「農地法第32条の規定に基づく農地利用意向調査結果」について決定を求めるものでございます。</p> <p>議案第5号の「別冊」をご覧ください。</p> <p>昨年の9月8日から9月16日までの間において、農地法第30条の規定に基づき、農業委員及び農地利用最適化推進委員と市川市の合同で農地利用状況調査を実施し、その結果において遊休農地と判断した所有者に対し、同法第32条の規定に基づき農地利用意向調査を実施し、引き続き遊休農地と判断するか否かの追跡調査を行いました。</p>

また、利用意向調査の未回答者には、昨年度11月と2月に文書による意向調査を実施し、農地の保全管理に取り組むよう案内するなど遊休農地の解消に向けた取り組みを行いました。

その結果について説明いたします。

「別冊」の2ページをご覧ください。

令和8年3月31日現在の「令和7年度遊休農地集計」となります。

A地区からE地区までの合計は、下欄のとおり「1号」遊休農地が147筆、95,787平方メートルとなりました。なお、「2号」遊休農地はございません。

次に、3ページの「対前年度農地利用状況調査結果比較」をご覧ください。

対前年度との比較でございますが、昨年度の実績は「1号」遊休農地 170筆、108,698平方メートル、本年度の実績は、「1号」遊休農地 147筆、95,787平方メートル。

比較しますと、23筆、1万2千911平方メートルの減となりました。

面積が減った主な理由としましては、保全管理、転用により解消されたためです。

今後も適正管理の指導を行ってまいります。

次に、4ページの「令和7年度遊休農地利用意向調査結果」について説明いたします。

利用意向調査の結果でございますが、調査対象の遊休農地152件のうち回答のありました遊休農地は121件、未回答の遊休農地は31件でした。

回答のありました遊休農地に係る所有者の意向の内訳は、

	<p>「自ら所有権の移転又は賃借権その他の使用収益を目的とする権利の設定若しくは移転を行う」が 40 件、「自ら耕作しますが」が 18 件、「その他」が 63 件となりました。</p> <p>5 ページ以降の表は地区ごとの遊休農地についての情報となります。</p> <p>本日の総会で本議案が承認されましたら、これらの情報につきまして千葉県に報告し、その後、千葉県から国に報告されることとなっております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p> <p>事務局から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
議 長	事務局から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 それでは、お諮りいたします。 議案第 5 号「令和 7 年度農地利用状況調査結果及び農地利用意向調査結果」について、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第 5 号は、全会一致によりで原案のとおり決定いたします。
事 務 局 長	次に、議案第 6 号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願について」、事務局から議案の説明をお願いします。 はい、議長。

議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願 について」、ご説明いたします。
	議案書の15ページをお願いいたします。
	令和8年3月18日付けで、生産緑地法第10条の規定に 基づき市川市長に買取り申出をするために必要となる「生産 緑地に係る農業の主たる従事者の証明願」が1件提出された ものでございます。
	説明は、以上でございます。
議 長	続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、 調査は第3班に付託しております。
	調査結果につきまして、ご報告をお願いします。
議席5番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席5番の委員。
議席5番の委員	現地調査は、令和8年3月24日に第3班と地区担当の農 地利用最適化推進委員で行いました。
	申請地は、北国分1丁目で小塚山公園の西側に位置した畑 1筆、面積は300平方メートルです。
	主に申出人が農業に従事していましたが、令和8年2月に 故障し、今後、農業経営を縮小することから、今回の申請に 至ったとのことでございます。
	申出人の農業従事日数は、年間150日です。農家基本台 帳で確認いたしました。
	このことから、故障した者を「生産緑地に係る農業の主た る従事者」として証明するのが相当と判断いたします。
	報告は、以上でございます。

議 長	第3班から調査報告をしていただきました。 それでは、これより質疑に入ります。 ご発言のある方は挙手をお願いいたします。
各 委 員	なし。
議 長	「なし」という声がありました。 お諮りいたします。 議案第6号「生産緑地に係る農業の主たる従事者の証明願 について」、願出のとおり証明することに、ご異議ございま せんか。
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 よって、議案第6号は、全会一致により証明することと、 決定いたします。 次に、議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律 第4条の規定による事業計画の決定について」、事務局から 議案の説明をお願いいたします。
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4 条の規定による事業計画の決定について」ご説明いたしま す。 議案書の17ページをお願いいたします。 本件は、令和8年3月10日付けで、市川市長より都市 農地の貸借の円滑化に関する法律第4条第1項の規定によ る事業計画の認定について、提出されましたので、同法第 4条第3項の規定により、農業委員会の決定を求めるもの です。

議 長	<p>説明は、以上でございます。</p> <p>続きまして、調査班による現地調査報告でございますが、調査は第3班に付託しております。</p> <p>調査結果につきまして、ご報告をお願いします。</p>
議席6番の委員	はい、議長。
議 長	はい、議席6番の委員。
議席6番の委員	<p>現地調査は、令和8年3月24日に、第3班と地区担当の農地利用最適化推進委員で行いました。</p> <p>今回は、1件の都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定についてでございます。</p> <p>借り手の方は白井市在住の方です</p> <p>東国分在住の貸し手の方が所有する農地を使用貸借するものです。</p> <p>申請地は、東国分1丁目で市川市立国分小学校の南側に位置した田2筆、現況は「露地畑」でございます。</p> <p>面積は、1,050平方メートルで、設定期間は、3年間です。</p> <p>現況は、良好に保全管理されておりました。</p> <p>今後も適切に管理されていくことが見込まれます。</p> <p>これらのことから、今回、決定を求められた都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定については妥当と認め、決定するのが相当と判断いたします。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>第3班から調査報告をしていただきました。</p> <p>それでは、これより質疑に入ります。</p> <p>ご発言のある方は挙手をお願いいたします。</p>
各 委 員	なし。

議 長	<p>「なし」という声がございました。 お諮りいたします。 議案第7号「都市農地の貸借の円滑化に関する法律第4条の規定による事業計画の決定について」、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	<p>ご異議なしと認めます。 よって、議案第7号は、全会一致により原案のとおり、決定いたします。</p> <p>次に、議案第8号「市川市都市計画審議会委員の推薦について」、事務局から議案の説明をお願いいたします。</p>
事 務 局 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局長。
事 務 局 長	<p>議案第8号「市川市都市計画審議会委員の推薦について」、ご説明いたします。 議案書の19ページをお願いいたします。 令和8年3月4日付で、市川市長から農業委員会会長に対し、市川市都市計画審議会委員の任期満了に伴う次期委員の推薦依頼がありました。 推薦する人数は1名、任期は、令和8年5月1日から令和10年4月30日までの2年間でございます。 なお、現在は、議席9番の会長職務代理が指名推薦により、都市計画審議会委員を務められております。</p> <p>説明は、以上でございます。</p>
議 長	<p>事務局からの説明が終わりました。 それでは、都市計画審議会委員の推薦について、ご意見はございますか。</p>

	<p>それでは、都市計画審議会委員は職務代理にあて職として務めていただいておりますが、引き続き、議席9番の会長職務代理にお願いしたいと思います。</p> <p>これに、ご異議ございませんか。</p>
各 委 員	異議なし。
議 長	ご異議なしと認めます。 議席9番の会長職務代理、よろしいでしょうか。
会 長 職 務 代 理	指名されましたので、お役にたてれば、お受けいたします。
議 長	よって、議案第8号は、全会一致で議席9番の会長職務代理を「市川市都市計画審議会委員」に推薦する候補者に決定いたします。
	<p>以上で、議案の審議は終了いたしました。</p> <p>報告第1号「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出について（事務局長専決分）」、事務局より、報告いたします。</p>
事 務 局 次 長	はい、議長。
議 長	はい、事務局次長。
事 務 局 次 長	<p>「農地法第4条又は第5条の規定による農地転用の届出」について、事務局長において専決しましたので、報告いたします。</p> <p>議案書の21ページをお願いいたします。</p> <p>今回の報告は、令和8年3月2日から3月31日までに届出がされたものであり、</p> <p>農地法第4条の届出は 11件、31筆、8,343.51平方メートル、</p> <p>第5条の届出は 22件、28筆、3,568.45平方メートルで、</p>

<p>議 長</p>	<p>第4条と第5条の合計は 33件、59筆、 転用面積は11,911.96平方メートルでございます。 なお、詳細につきましては、22ページから28ページ までに記載のとおりです。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第2号「農地法第18条第6項の規定による通 知について」、事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>「農地法第18条第6項の規定による通知について」、 1件、報告いたします。 議案書の29ページをお願いいたします。 本件は、農地の賃貸借に係る合意解約について、農業委 員会に通知されたものです。 土地の所在は堀之内の2筆で、地目は畑、 合計面積は2,038平方メートルであり、令和8年3 月10日に合意解約がなされ、令和8年3月19日付けで 農業委員会に通知書が提出されました。</p>
<p>議 長</p>	<p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第3号「特定農地貸付に関する農地法等の特例 に関する法律に基づき承認した市民農園の返還について」、 事務局より、報告いたします。</p>

事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>「特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律に基づき承認した市民農園の返還について」報告いたします。議案書の31ページをお願いいたします。</p> <p>平成14年4月22日付けで承認された特定農地貸付けに係る市民農園の一部について、令和8年3月31日付けで、市川市長より農園用地使用貸借契約を解除した旨の通知がありました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p>
議長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第4号「地目変更登記に係る回答について」、事務局より、報告いたします。</p>
事務局次長	はい、議長。
議長	はい、事務局次長。
事務局次長	<p>「地目変更登記に係る回答について」、1件、報告いたします。</p> <p>議案書の33ページをお願いいたします。</p> <p>令和8年3月18日付けで、千葉地方法務局市川支局登記官から照会がありました。</p> <p>土地の所在は曾谷の2筆、合計面積は1,066平方メートルで市街化調整区域に位置しており、登記簿の地目を「田」から「宅地」に変更するため、法務局へ地目変更登記申請書が提出されました。</p> <p>本件に係る転用許可申請等は平成15年6月24日に農地法第4条に基づいて「専用住宅、農業用倉庫」を目的に</p>

<p>議 長</p>	<p>転用許可等がなされております。</p> <p>そこで、事務局職員による現地確認後、令和8年3月25日に農地調査班第1班の農業委員及び区域を担当する農地利用最適化推進委員に状況の説明を行い、回答について了承をいただきました。</p> <p>なお、回答書の記載内容は、現況確認の結果に基づき「非農地」とし、その他参考事項として、現況については「宅地」と記載した上で回答しました。</p> <p>報告は、以上でございます。</p> <p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>次に、報告第5号「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願について」、事務局より、報告いたします。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>はい、議長。</p>
<p>議 長</p>	<p>はい、事務局次長。</p>
<p>事務局次長</p>	<p>「相続税の納税猶予に関する引き続き農業経営を行っている旨の証明願」について、報告いたします。</p> <p>議案書の35ページをお願いいたします。</p> <p>本件は、相続税の納税猶予を受けている者が、「相続税の納税猶予の継続届出書」を税務署へ提出する際に、農業委員会が発行する「引き続き農業経営を行っている旨の証明書」を添付する必要があります。</p> <p>令和8年3月3日から令和8年3月26日までの間に申請がありました4件において、現地調査等を実施し、証明書の交付要件を満たしていることを確認したうえで証明書を交付いたしました。</p> <p>事務局からの報告は以上でございます。</p>

議 長	<p>報告事項でございますので、ご了解をお願いいたします。</p> <p>以上をもちまして、本日の議事日程はすべて終了しました。</p> <p>これで、令和8年度第1回市川市農業委員会定例総会を閉会いたします。</p> <p>ご協力ありがとうございました。</p>
-----	--

以上は、会議の顛末を記載したものであり、その相違なきことを証する。

議 長 石 橋 弘 嗣

委 員 岡 崎 博 一

委 員 神 澤 晶 子
